

◆ 平成 30 年分所得税確定申告について

【 申告書の提出について 】

平成 31 年 2 月 18 日 (金) より、税務署にて「平成 30 年分所得税及び復興特別所得税」並びに「平成 30 年分消費税及び地方消費税」申告書の受付が始まります。

未提出の方は、下記期日までに商工会へご来会いただき、確定申告書の提出をお願いいたします。

《 申告書の提出期限 》

○所得税及び復興特別所得税・贈与税

…平成 31 年 3 月 15 日 (金) まで

○個人事業者の消費税及び地方消費税

…平成 31 年 4 月 1 日 (月) まで



【 納税方法・期日について 】

「平成 30 年分所得税及び復興特別所得税」並びに「平成 30 年分消費税及び地方消費税」の納付には、「①現金に納付書を添えて納付」と「②指定した金融機関の預貯金口座から振替納税」があります。

《 納付期限 》

①現金に納付書を添えて納付

○所得税及び復興特別所得税・贈与税

…平成 31 年 3 月 15 日 (金) まで

○個人事業者の消費税及び地方消費税

…平成 31 年 4 月 1 日 (月) まで

《 振替日 》

②指定した金融機関の預貯金口座から振替納税

○所得税及び復興特別所得税・贈与税

…平成 31 年 4 月 22 日 (月)

○個人事業者の消費税及び地方消費税

…平成 31 年 4 月 24 日 (水)

※確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等を送付しておりません。決算書等作成においては、「確定申告のお知らせ」をお持ちの上、商工会へご相談下さい。

◆ 「 確定申告のお知らせ 」 について

e-Tax による確定申告の開始とともに、申告書等用紙に代わり「確定申告のお知らせ」のが、税務署より送付されています。「確定申告のお知らせ」には、確定申告書の受付期間や納付期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載されています。

確定申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等も送付されません。収支決算書や確定申告書作成においては、「確定申告のお知らせ」をお持ちの上、商工会へご相談下さい。



◆ 『小規模企業共済制度』の紹介

個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度で、いわば事業主の退職金制度といえるものです。

【 制度の特色 】

- (1) 掛金は、全額控除対象所得から控除可能
- (2) 掛金は、月額 1,000～70,000 円まで増減可能
- (3) 共済金は、退職所得扱い or 公的年金等雑所得扱い
- (4) 共済金受取は、一括・分割・併用の 3 タイプ
- (5) 納付掛金合計額の範囲内で、貸付制度利用可能
- (6) 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者も加入可能 (個人事業主 1 人につき 2 人まで)

※共同経営者とは…

- ①事業の経営において重要な意思決定をしている、又は事業に必要な資金を負担している。
- ②事業の執行に対する報酬を受けている。

※常時使用する従業員の数が 20 人以下 (商業・サービス業では 5 人以下、但しサービス業のうち宿泊業・娯楽業は 20 人以下) の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等役員の方が対象。

※詳しくは、商工会へご連絡下さい。

■ 今後の行事予定表

2月 16日	すみれ祭り (~17日迄)
2月 17日	珠算検定
3月 8日	県青連臨時総会 (青年部)
3月 15日	所得税確定申告 提出期限
3月 17日	大崎駅伝

◆ 融資制度の紹介

JFC 日本政策金融公庫

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

【対象者】商工会で経営指導を受けている小規模事業者

【融資限度額】2,000万円

【融資期間】設備資金：10年以内
 運転資金：7年以内

【担保・保証人】無し

【金利】1.11%（特利F）※2月12日現在

○小規模事業者経営発達支援資金

【対象者】

経営発達支援計画の認定を受けた商工会で経営指導を受けている小規模事業者

（大崎上島町商工会は平成30年3月に再認定）

【資金用途】

事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金およびそれに伴う運転資金

【融資限度額】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

【融資期間】設備資金：20年以内（据置あり）
 運転資金：8年以内（据置あり）

【担保・保証人】要相談

【金利】※2月12日現在

- ・担保を不要とする融資を希望する場合
 1.66～2.15%（特利A）
 1.56～1.85%（特利U・雇用拡大の場合）
- ・担保を提供する融資を希望される場合
 0.76～1.85%（特利A）
 0.66～1.55%（特利U・雇用拡大の場合）

※詳しくは、商工会へお尋ね下さい。

◆ 保険相談会のご案内

下記日程にて大崎産業会館で保険相談会を開催いたします。広島県商工会連合会の保険アドバイザーが、現在ご加入中の保険等を見直し、ライフスタイルに合った内容であるか診断して分かりやすくお伝えします。ご希望の方は、同封しております案内をご確認下さい。なお、予約枠に制限がございますので、ご予約はお早目をお願いします。



【保険相談会】

平成31年3月14日（木）	① 10:30～11:30
	② 13:30～14:30
	③ 14:30～15:30

◆ 番号法施行に伴う

『マイナンバー（個人番号）提供のお願い』

確定申告書類における税務署への提出事務の為、マイナンバー（個人番号）のご提供とご本人確認が必要となりました。これにより、商工会と申告者個人との間に「委託契約書」並びに「同意書」を締結する必要があります。お済みでない方は、下記《持参物》を商工会窓口まで持参して下さい。なお、既に契約されている場合は、再契約の必要はございません。

お預かりした書類は、大崎上島町商工会特定個人情報保護規定にしたがって、適切な管理等を行います。

《持参物》

- ・個人番号が通知されている「通知カード」または「個人番号カードの表面及び裏面」の写し
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・印鑑

◆ 働き方改革関連法が順次施行されます

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。



○「働き方改革」の基本的な考え方

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる事が必要となっています。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現をすることで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

【ポイント1】労働時間法制の見直し

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

【ポイント2】雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるような待遇の確保が必要となります。

【相談窓口】

○広島働き方改革推進支援センター

TEL：0120-610-494（フリーダイヤル）

E-mail：hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

※社会保険労務士等の専門家が、働き方改革への対策等についてご相談に対応いただけます。